

基本規程の制定について

2024.5.13 理事会

2024年2月14日の登記に際して提出している定款にもとづいて、別紙のとおり基本規程を定める。

基本規程は、一般社団の基本事項を定めた定款にもとづき、運営上の重要事項、学連全体に関わる事項について、定めた規程である。基本規程は、日学のものを参考とすると、

- 第1章 総則
- 第2章 組織
- 第3章 委員会（組織）運営に関する細則
- 第4章 事業
- 第5章 役員報酬規定
- 第6章 財務委員会細則
- 第7章 登録及び競技会に関する細則

で構成され、このほかに、別規程として、倫理規程、裁定規程、規律規程、慶弔規程、旅費規程、大会規程などが制定されている。

日学は一般財団法人で仕組みが違うところもあるので、女子学連としては、これまで細則として定めていたものを基本的に活かし、補記が必要である部分を補う形で、総則、組織に関すること（加盟・脱退、加盟手続き）、役員の手続きに関すること、常任理事会や専門部会などの運営に関すること、を定めることとする。これらは、各専門部の所管業務をまたぐものであり、その種のことを基本規程に組み込む。一方、財務や競技会に関することなどは、各専門部において専ら担当するものであることから、基本規程に入れず、別規程として定める。役員報酬は支払わないため、規程を定めない。

なお、定款は、社員総会において制定・改正する必要があるが、基本規程は理事会にて制定・改正し総会においてその結果を報告し、定款とともにホームページに掲載する。別規程は、理事会にて制定・改正するが、組織の運用に関する事項であるため、ホームページ掲載せず、代議員や役員限定で公開するものとする。

今回提案する基本規程は、5月13日（月）の理事会において制定し、6月実施の社員総会において報告する。

(以上)

一般社団法人全関西大学女子バスケットボール連盟 基本規程（案）

第1章 総則

第1条（趣旨）

本規程は、一般社団法人全関西大学女子バスケットボール連盟（以下、当法人）の定款に基づき、当連盟の組織及び運営に関する基本事項を定める。

第2章 加盟・脱退

第2条（加盟）

新規に加盟しようとするチームは、団体証明とともに本法人の定める加盟申請書を提出しなければならない。

2 団体証明は、当該チームの大学の学長またはそれに準じる役職者の公印を必要とし、部長・主将・主務の連名で押印されたものとする。

3 新規加盟申請の審査・承認は、理事会において行う。ただし、急を要する場合は常任理事会で審議のうえ承認し、理事会に報告する。

第3条（脱退）

脱退するチームは、本法人の定める脱退届を提出しなければならない。

2 脱退は、理事会に報告する。

第3章 加盟手続き

第4条（チームに関する手続き）

加盟チームは、毎年度、定められた時期に加盟手続きを遅滞なく完了しなければならない。

2 加盟チームは、全日本大学バスケットボール連盟登録用紙と選手証を提出しなければならない。

3 加盟チームは、所定の運営協力費と所属する正会員（スタッフを含む）の会費を、本連盟が定めた期日までに納入しなければならない。

4 選手の資格と継続回数は、全日本大学バスケットボール連盟の規定に準じるものとし、当該大学もしくは短期大学に在籍している者とする。

第5条（チームスタッフの定義）

部長は、加盟チームを統括し、チームの大学又は短期大学の専任教職員とする。

- 2 監督、コーチ、アシスタントコーチ、トレーナー等は学外者であっても差し支えない。

第4章 役員の選出手続き

第6条（役員の定義）

役員とは、理事及び監事とする。

第7条（理事の選任方法）

改選に際して、理事会は、次期理事候補者を推薦し、社員総会に提案することができる。

- 2 改選の必要があるときは、会長の発議により、次期理事推薦委員会を設置する。
- 3 次期役員推薦委員会は、次期理事候補者を選定し、理事会に答申する。
- 4 理事会は、答申にもとづき、次期理事候補者について、総会に提案することができる。

第8条（理事の構成）

役員は会員であることを要件としないが、審判員より選出する理事を除き、その過半数を代議員から選出する。

- 2 代議員から理事候補者を選出する際には、部の連盟順位や理事会活動への貢献の可能性、競技・強化及び運営管理に関する見識、などを総合的に勘案する。
- 3 審判員を理事候補者として選出する際には、審判部長の意見を聴取する。
- 4 社員でない者を理事候補者とする際には、本連盟に寄与すると判断できる学識経験者等を有する者とする。

第9条（理事の専門部会への所属）

理事は、別途定める業務執行理事を除き、いずれかの専門部会に所属する。所属の専門部会とその役職は、専務理事が決定する。

- 2 理事は、専門部会の役職を2つまで兼ねることができる。

第10条（監事の任命）

定款により決定した会長が、監事を任命する。

第11条（役員の補充選任）

理事が期中で退任した場合、もしくは期中に新たな理事選任が必要となった場合は、第

7条に準じて、補充選任を行うことができる。

2 監事が期中で退任した場合、もしくは期中に新たな監事選任が必要となった場合は、第10条に準じて、補充選任を行うことができる。

第5章 常任理事及び常任理事会

第12条（常任理事）

常任理事は、業務執行理事として、専務理事の下で役割を分担し、常任理事会を構成する。

第13条（常任理事会）

常任理事会は、理事会の決議事項にもとづき日常業務を適切に執行する。

2 常任理事会は、会長の指示により、専務理事が主宰する。

3 常任理事会は、日常業務執行の調整、各部において決定した事項の報告共有、理事会議題の事前調整などを行う審議機関とし、決議は行わない。

4 常任理事会の構成は、専務理事、常任理事および学生委員長・副委員長で構成する。

5 常任理事とは、専務理事、運営管理本部長、競技・強化本部長、学生委員会担当本部長、各部長とする。

第6章 本部及び専門部

第14条（本部の設置と所管事項）

当法人の日常業務を円滑に遂行するため、次の本部を置く。

(1) 運営管理本部

当法人の管理運営を円滑に行うため、総務部、広報渉外部、財務部を所管する。

(2) 競技・強化本部

当法人の事業を円滑に行うため、競技部、審判部、強化部を所管する。

(3) 学生委員会担当本部

学生委員長及び副委員長とともに、各専門部に所属し業務を遂行する学生委員の日常的支援と統括を所管する。

2 各本部に本部長を置く。本部長は専務理事が任命する。

3 専務理事は各本部長と日常的連携を取り、円滑な事業実施と運営を統括する。

第15条（専門部の構成）

当法人に置かれた専門部に、部長および副部長を置く。部長及び副部長は専務理事が理事より選任する。

2 部長はその部の所管する業務を統括し、執行する。副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。専門部員は、選任された代議員（専門部委員）及び学生委員より構成する。

3 各部長は、部の業務遂行にあたり、必要に応じて部会を招集し、決定した内容は直近の常任理事会及び理事会にて報告する。

第16条（専門部の所管事項）

各部の所管事項を次のとおり定める。

(1)総務部

総会及び理事会並びに常任理事会の運営・記録、競技会の表彰式・開閉会式、学生委員会に関すること、定款・規程・細則の管理、インテグリティの推進、他の部が所管しない事項

(2)広報渉外部

競技会の表彰・記録、報道機関への情報提供、競技会の宣伝、渉外及び広報物の制作、広告の依頼、パンフレット等の制作、SNSを用いた広報・記録・報道に関する事項

(3)財務部

予算・決算、各種収入の収納・管理、事業遂行上の経費執行、寄付・協賛に関すること、その他財務に関する事項

(4)審判部

競技会の審判委嘱、競技ルールの普及、TOに関すること、その他審判に関する事項

(5)競技部

競技会の日程、会場、運営及び規則に関する事項、その他協議に関する事項

(6)強化部

競技力向上、強化選手および選抜チームの編成に関する事項、国際交流に関する事項、その他競技力強化に関する事項

附則

第17条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会において決議し、直近の社員総会に報告する。

附則

2024年5月13日 制定

(以上)

定款及び基本規程以外の「別規程」の整備について

2024.5.13 理事会

- * 定款、基本規程以外の以下の規程・細則や、定款中に「別に定める」としている事項については、引き続き学連理事会として検討を継続し、概ね2024年度中をめどに完成させる。
- * 定款及び基本規程に基づき、整備する規程を「別規程」と称し、これらは、部長が起案し、理事会で決議する。「別規程」の制定・改廃を行った場合は、速やかに代議員に報告する。
- * 定款及び基本規程はHPに掲載し、「別規程」はHPには掲載せず、代議員を通じてチームに報告する。
- * 「別規程」の制定は、運営管理本部長を責任者として、示された部長がその制定準備を行う。原案は各部会で審議し、理事会に提案する。
- * 下記の「別規程」及びそれに基づく「細則」の制定期限を2025年3月末までとする。準備できたものから順次理事会において審議し、決定する。

<整備予定の「別規程」>

- ・ 名誉役員規程 → 総務部で検討
- ・ 財務規程 → 財務部で検討
- ・ 罰則及び処分に関する規程 → 総務部で検討
- ・ 競技規程 → 競技部で検討
- ・ 表彰規程 → 広報渉外部で検討
- ・ コンプライアンス規程もしくはインテグリティ規程 → 総務部で検討

<整備予定「別規程」にもとづく「細則」>

- ・ 各競技会の競技細則 → 競技部で検討
- ・ 各競技会の表彰細則 → 広報渉外部で検討
- ・ 各種費用に関する細則 → 財務部で検討

(以上)